

令和 7 年

第 5 回赤穂市教育委員会提出議案

日 時 令和 7 年 5 月 2 1 日（水） 午後 2 時 0 0 分

場 所 赤穂市役所第 2 庁舎第 2 会議室

赤穂市教育委員会

令和 7 年第 5 回 赤穂市教育委員会提出議案一覧表

第 1 7 号議案	赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程の制定について
報告 7	専決処分の報告について
専第 1 号	令和 7 年度赤穂市部活動地域移行協議会委員の委嘱について
第 1 8 号議案	令和 7 年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の委嘱について
第 1 9 号議案	令和 7 年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について
第 2 0 号議案	赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について
その他	問題行動、いじめ・不登校の状況について

第 17 号議案

赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程の 制定について

赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程を次のとおり
制定したい。

令和 7 年 5 月 21 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

記

赤穂市教職員退職記念品料規程の一部を改正する規程

赤穂市教職員退職記念品料規程（昭和 27 年赤穂市教育委員会訓令甲第 3
号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（人の資格に関する経過措置）

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規程の規定によりなお従前の例
によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前
の規程の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用に
ついては、無期拘禁刑に処せられた者は刑法等の一部を改正する法律（令和
4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定によ
る改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下「旧刑法」という。）第 1
3 条に規定する無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑
期を同じくする同条に規定する有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられ
た者は刑期を同じくする旧刑法第 16 条に規定する拘留に処せられた者とみ
なす。

（赤穂市教職員退職記念品料規程の一部改正に伴う経過措置）

3 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律
の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの規程の施行前に
禁錮以上の刑（死刑を除く。）の確定した者は、第 1 条の規定による改正後

の赤穂市教職員退職記念品料規程第 1 条（第 1 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑の確定した者とみなす。

報告 7

専決処分の報告について

専第 1 号 令和 7 年度赤穂市部活動地域移行協議会委員の
委嘱について

上記の事件、急施を要し教育委員会を開催する時間的余裕がなかった
ので、教育長に対する事務委任規則（昭和 36 年赤穂市教育委員会
規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分した。

よって、同規則同条同項の規定によりその承認を求める。

令和 7 年 5 月 21 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

専第 1 号

令和 7 年度赤穂市部活動地域移行協議会委員の
委嘱について

本市部活動地域移行協議会委員は、赤穂市部活動地域移行協議会設置要綱（令和 5 年赤穂市教育委員会訓令甲第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により、次の者に委嘱又は任命した。

上記、教育長に対する事務委任規則（昭和 3 6 年赤穂市教育委員会規則第 4 号）第 3 条第 2 項の規定により専決処分する。

令和 7 年 5 月 2 1 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 18 号議案

令和 7 年度赤穂市青少年育成センター運営委員会委員の
委嘱について

本市青少年育成センター運営委員会委員は、令和 7 年 5 月 27 日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市青少年育成センター運営規則（昭和 48 年赤穂市教育委員会規則第 5 号）第 3 条第 1 項の規定により、次の者に委嘱したい。

令和 7 年 5 月 21 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の附属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 19 号議案

令和 7 年度赤穂市立学校給食センター運営審議会委員の
委嘱について

本市市立学校給食センター運営審議会委員は、令和 7 年 5 月 31 日をもって任期満了につき、その後任として赤穂市立学校給食センター設置条例（昭和 44 年赤穂市条例第 11 号）第 5 条第 2 項の規定により、次の者に委嘱したい。

令和 7 年 5 月 21 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

第 20 号議案

赤穂市文化財保護連絡員の委嘱について

本市文化財保護連絡員 穂積清信、同 奥谷昭博は、令和 7 年 5 月 31 日をもって辞任したい旨申出があったので、その後任として赤穂市文化財保護連絡員設置要綱（平成 2 年赤穂市教育委員会訓令甲第 4 号）第 2 条の規定により、次の者に委嘱したい。

令和 7 年 5 月 21 日提出

赤穂市教育長 尾 上 慶 昌

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第 5 条第 1 項第 2 号の付属機関の委員の委嘱又は任免に関する事件に該当するため非公開

その他

問題行動、いじめ・不登校の状況について

別紙関係資料は、赤穂市教育委員会会議規則第5条第1項第7号の会議の公開が不適當である事件に該当するため非公開